

○水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例

昭和四十六年十二月二十八日条例第三十三号

**改正**

昭和四七年三月三十一日条例第五号

昭和四八年三月三〇日条例第一二号

昭和四八年七月一八日条例第三三号

昭和五二年一〇月二〇日条例第二六号

昭和五七年七月一三日条例第二一号

平成二年三月三〇日条例第一二号

平成七年三月二三日条例第一一号

平成一二年一二月二七日条例第五五号

平成二六年一二月二二日条例第七七号

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例をここに公布する。

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第三項の規定により、同条第一項の排水基準にかえて適用すべき排水基準を別表第一から別表第六までのとおり定める。

**附 則**

この条例は、昭和四十七年二月一日から施行する。ただし、別表第一から別表第三までの表中施行の日の欄に施行の日の定めのあるものについては、それぞれその日から施行する。

**附 則**（昭和四十七年三月三十一日条例第五号）

この条例は、昭和四十七年七月一日から施行する。ただし、別表第二の表の備考に次の一項を加える改正規定は昭和四十七年四月一日から、別表第三の次に次の別表を加える改正規定の表中施行の日の欄に施行の日の定めのあるものについてはその日から施行する。

**附 則**（昭和四十八年三月三十日条例第十二号）

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、別表第四の次に別表第五を加える改正規定の表中施行の日の欄に施行の日の定めのあるものについては、その日から施行する。

**附 則**（昭和四十八年七月十八日条例第三十三号）

この条例は、昭和四十八年八月一日から施行する。ただし、別表第五の次に別表第六を加える改正規定の表中施行の日の欄に施行の日の定めのあるものについては、その日から施行する。

**附 則**（昭和五十二年十月二十日条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和五十七年七月十三日条例第二十一号）

- 1 この条例は、昭和五十七年八月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一の第十八号の二に掲げる施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この条例による改正後の水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例別表第一から別表第六までの規定は、昭和五十八年七月三十一日までは、適用しない。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二年三月三十日条例第十二号）

この条例は、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第八十号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成七年三月二十三日条例第十一号）

この条例中、第一条の規定は平成七年四月一日から、第二条の規定は平成九年二月一日から施行する。

**附 則**（平成十二年十二月二十七日条例第五十五号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則**（平成二十六年十二月二十二日条例第七十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

**別表第 1**

適用区域 木曾川水域

	項目	生物化学 的酸素要 求量 (単位 1 リット ルにつき ミリグラ ム)	浮遊物質 量 (単位 1 リット ルにつき ミリグラ ム)	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (動植物 油脂類含 有量) (単位	フェノー ル類含有 量 (単位 1 リット ルにつき ミリグラ ム)
区分	水素イオ ン濃度 (水素指 数)				

					1リットルにつき ミリグラム)	
1 昭和47年2月1日において既に設置されている工場又は事業場 (昭和47年2月1日において既に着工されているものを含む。) ただし、旧公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和33年法律第181号)第5条第2項の水質基準の適用を受けていた施設を設置している工場又は事業場においては、昭和46年2月24日において既に	(1) 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「令」という。)別表第1の第1号、第59号及び第60号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—	—
	(2) 令別表第1の第2号から第13号まで、第15号及び第18号の2に掲げる施設(令別表第1の第3号に掲げる施設のうち寒天製造業の用に供する施設及び(3)に掲げる施設を除く。)を有するもの	—	120 (日間平均100)	100 (日間平均80)	10	—
	(3) 令別表第1の第10号に掲げる施設(蒸りゆう酒・混成酒製造業の用に供する施設に限る。)を有するもの	—	—	—	—	—
	(4) 令別表第1の第14号に掲げる施設(ばれいしよでん粉製造業の用に供する施設に限	—	—	120 (日間平均100)	—	—

設置されている工場又は事業場（昭和46年2月24日において既に着工されているものを含む。）	る。）を有するもの					
	(5) 令別表第1の第14号に掲げる施設（さつまいもでん粉製造業の用に供する施設に限る。）を有するもの	—	—	120 (日間平均100)	—	—
	(6) 令別表第1の第14号に掲げる施設（(4)及び(5)に掲げる施設を除く。）を有するもの	—	—	120 (日間平均100)	—	—
	(7) 令別表第1の第19号に掲げる施設（染色整理業の用に供する施設に限る。）を有するもの	—	120 (日間平均100)	100 (日間平均80)	—	0.5
	(8) 令別表第1の第19号及び第20号に掲げる施設（染色整理業の用に供する施設を除く。）を有するもの	—	120 (日間平均100)	100 (日間平均80)	10	0.5
	(9) 令別表第1の第21号、第24号から第46号まで及び第48号から第50号までに掲げる施設を有するもの	—	120 (日間平均100)	90 (日間平均70)	10	0.5
(10) 令別表第1の第23号に掲げる施設（洋紙製造業の用に供する施設を有するもの	—	90 (日間平均70)	120 (日間平均100)	—	0.5	

	設に限る。)を有するもの					
	(11) 令別表第1の第23号に掲げる施設(板紙製造業の用に供する施設(セミケミカルパルプ製造設備に限る。))を有するもの	—	—	180	—	0.5
	(12) 令別表第1の第23号に掲げる施設(板紙製造業の用に供する施設(セミケミカルパルプ製造設備を除く。))を有するもの	—	120 (日間平均100)	180	—	—
	(12の2) 令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	—	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	—	—
	(13) 令別表第1の第47号に掲げる施設を有するもの	—	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	10	0.5
	(14) 令別表第1の第51号、第52号から第58号まで及び第64号に掲げる施設を有するもの	—	40 (日間平均30)	90 (日間平均70)	—	0.5
	(15) 令別表第1の第61号から第63号まで、第65号及び第66号に掲げ	—	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	—	0.5

		る施設を有するもの					
		(16) 令別表第1の第69号に掲げる施設（と畜業の用に供する施設に限る。）を有するもの	—	80 (日間平均60)	—	—	—
		(17) 令別表第1の第69号に掲げる施設（死亡獣畜取扱業の用に供する施設に限る。）を有するもの	—	150	180	—	—
		(18) 令別表第1の第72号に掲げる施設を有するもの	—	40 (日間平均30)	—	—	—
		(19) 令別表第1の第73号に掲げる施設を有するもの	—	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	—	—
2 昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は増設される工場又は事業場（昭和47年2月1日において既に着工されているものを除く。）。ただし、旧公共用	一 公共	(1) 令別表第1の第1号から第72号まで及び第74号に掲げる施設を有するもの	—	25 (日間平均20)	90 (日間平均75)	10	0.5
	二 その	(1) 令別表第1の第1号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—	—
		(2) 令別表	—	100	90	10	—

<p>水域の水質の保全に関する法律第5条第2項の水質基準の適用を受けていた施設を設置している工場又は事業場にあつては、昭和46年2月24日の後において新たに設置され、又は増設される工場又は事業場（昭和46年2月24日において既に着工されているものを除く。）</p>	<p>第1の第2号から第15号まで及び第18号の2に掲げる施設を有するもの</p>		(日間平均80)	(日間平均70)		
	<p>(3) 令別表第1の第19号及び第20号に掲げる施設を有するもの</p>	—	90 (日間平均70)	60 (日間平均50)	—	0.5
	<p>(4) 令別表第1の第21号、第22号、第24号から第51号まで、第52号から第58号まで、第61号から第63号まで及び第64号から第66号までに掲げる施設を有するもの</p>	—	30 (日間平均20)	60 (日間平均50)	10	0.5
	<p>(5) 令別表</p>	—	90	90	—	0.5

	第1の第23号に掲げる施設を有するもの	(日間平均70)	(日間平均70)		
	(5の2) 令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)		
	(6) 令別表第1の第59号及び第60号に掲げる施設を有するもの				
	(7) 令別表第1の第69号に掲げる施設(と畜業の用に供する施設に限る。)を有するもの	80 (日間平均60)			
	(8) 令別表第1の第69号に掲げる施設(死亡獣畜取扱業	150	150 (日間平均120)		



	の用に供する施設に限る。)を有するもの					
	(9) 令別表第1の第72号に掲げる施設を有するもの	—	40 (日間平均30)	—	—	—
	三 令別表第1の第73号に掲げる施設を有するもの	—	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	—	—

備考

- 1 木曾川水域とは、木曾川水系木曾川及びこれに流入する公共用水域をいう。
- 2 公共下水道処理区域とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 3 その他の区域とは、公共下水道処理区域に属さない区域をいう。
- 4 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 5 この表の排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 6 この表の排出基準は、前項の排出水のほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である工場又は事業場のうち、令別表第1の第2号、第10号、第19号、第23号の2、第24号から第50号まで、第63号及び第69号に掲げる施設（第19号に掲げる施設にあつては染色整理業の用に供する施設及び第69号に掲げる施設にあつては死亡獣畜取扱業の用に供する施設に限る。）を有するものにあつては、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上の工場又は事業場に係る排出水について、令別表第1の第58号に掲げる施設を有するものにあつては、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上の工場又は事業場に係る排出水について、令別表第1の第1号、第59号、第60号、第69号及び第72号に掲げる施設（第1号に掲げる施設にあつては非金属鉱業（採石業及び砂利採取業を含む。）の

用に供する施設及び第69号に掲げる施設にあつてはと畜業の用に供する施設に限る。)を有するものにあつては、すべての工場又は事業場に係る排水水についても、適用する。この場合において、この表に定めのないものについては、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）に定める排水基準を適用する。

7 令別表第1に掲げる施設を有する工場又は事業場が同時に令別表第1に掲げる他の施設を有する場合において、省令別表第2又はこの表によりその施設につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

8 この表に掲げる項目に係る数値の検定は、省令第2条の規定により環境大臣が定める方法によるものとする。

9 この表の排水基準を適用する場合における令別表第1の第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第70号の2及び第71号の4に掲げる施設を有する工場又は事業場の区分については、同表区分の欄中「昭和47年2月1日」とあるのは、「昭和57年8月1日」とする。

**別表第2**

適用区域 長良川水域

区分	項目	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	浮遊物質 量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (動植物 油脂類含 有量) (単位 1リットルにつき ミリグラ ム)	フェノー ル類含有 量 (単位 1リットルにつき ミリグラ ム)	
1 昭和47年2	—	—	25	90	5	0.5

<p>月1日において既に設置されている工場又は事業場（昭和47年2月1日におい</p>	<p>下水道処理区域に所在するもの</p>	<p>第1の第1号から第72号まで及び第74号に掲げる施設を有するもの</p>		<p>(日間平均20)</p>	<p>(日間平均70)</p>		
<p>て既に着工されているものを含む。)。ただし、旧公共用水域の水質の保全に関する法律第5条第2項の水質基準の適用を受けていた施設を設置している工場又は事業場にあつては、昭和46年3月22日において既に設置されている工場又は事業場（昭和46年3月22日において既に着工されているものを含</p>	<p>二 その他の区域に所在するもの</p>	<p>(1) 令別表第1の第1号、第59号及び第60号に掲げる施設を有するもの</p>					
		<p>(2) 令別表第1の第2号から第15号まで及び第18号の2に掲げる施設（でん粉製造業の用に供する施設を除く。）を有するもの</p>		<p>120 (日間平均100)</p>	<p>100 (日間平均80)</p>	<p>10</p>	
		<p>(3) 令別表第1の第14号に掲げる施設（ばれ</p>				<p>120 (日間平均100)</p>	

む。)	いしよでん 粉製造業の 用に供する 施設に限 る。)を有 するもの					
	(4) 令別表 第1の第14 号に掲げる 施設(さつ まいもでん 粉製造業の 用に供する 施設に限 る。)を有 するもの			120 (日間平 均100)		
	(5) 令別表 第1の第14 号に掲げる 施設((2) から(4)ま でに掲げる 施設を除 く。)を有 するもの			120 (日間平 均100)		
	(6) 令別表 第1の第19 号に掲げる 施設(製糸		120 (日間平 均100)	100 (日間平 均80)	10	

	業の用に供 する施設に 限る。)を 有するもの				
	(7) 令別表 第1の第19 号に掲げる 施設(染色 整理業の用 に供する施 設に限 る。)を有 するもの	—	120 (日間平 均100)	100 (日間平 均80)	10 0.5
	(8) 令別表 第1の第20 号に掲げる 施設を有す るもの	—	120 (日間平 均100)	180	20 0.5
	(9) 令別表 第1の第23 号に掲げる 施設(洋紙 製造業の用 に供する施 設に限 る。)を有 するもの	—	90 (日間平 均70)	120 (日間平 均100)	— —
	(10) 令別表 第1の第23	—	120 (日間平	180	— —

	号に掲げる施設（板紙製造業の用に供する施設に限る。）を有するもの		均100)			
	(11) 令別表第1の第23号に掲げる施設（洋紙製造業及び板紙製造業の用に供する施設を除く。）を有するもの	—	150	180	—	—
	(11の2) 令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	—	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	—	—
	(12) 令別表第1の第21号及び第24号から第50号までに掲げる施設を	—	80 (日間平均60)	180	10	0.5

	有するもの				
	(13) 令別表 第1の第19号、第51号、第52号、第53号、第56号から第58号まで及び第64号に掲げる施設 ( (6)及び(7)に掲げる施設を除く。) を有するもの	—	40 (日間平均30)	90 (日間平均70)	10 0.5
	(14) 令別表 第1の第54号及び第55号に掲げる施設を有するもの	—	—	90 (日間平均70)	—
	(15) 令別表 第1の第61号から第63号まで、第65号及び第66号に掲げる施設を有	—	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	— 0.5

		するもの					
		(16) 令別表 第1の第69 号に掲げる 施設（と畜 業の用に供 する施設に 限る。）を 有するもの	—	80 (日間平 均60)	—	—	—
		(17) 令別表 第1の第69 号に掲げる 施設（死亡 獣畜取扱業 の用に供す る施設に限 る。）を有 するもの	—	150	180	—	—
		(18) 令別表 第1の第72 号に掲げる 施設を有す るもの	—	40 (日間平 均30)	—	—	—
	三	令別表第1の第73号 に掲げる施設を有する もの	—	25 (日間平 均20)	90 (日間平 均70)	—	—
2 昭和47年2 月1日の後に おいて新たに	一 公共 下水道 処理区	(1) 令別表 第1の第1 号から第72	—	25 (日間平 均20)	90 (日間平 均70)	5	0.5



設置され、又は増設される工場又は事業場（昭和47年	域に所在するもの	号まで及び第74号に掲げる施設を有するもの					
2月1日において既に着工されているものを除く。)。ただし、旧公共用水域の水質の保全に関する法律第5条第2項の水質基準の適用を受けていた施設を設置している工場又は事業場にあつては、昭和46年3月22日の後において新たに設置され、又は増設される工場又は事業場（昭和46年3月22日において既に着工されている	二 その他の区域に所在するもの	(1) 令別表第1の第1号、第59号及び第60号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—	—
	(2) 令別表第1の第2号から第15号まで及び第18号の2に掲げる施設を有するもの	—	100 (日間平均80)	90 (日間平均70)	10	—	
	(3) 令別表第1の第19号及び第20号に掲げる施設を有するもの	—	90 (日間平均70)	60 (日間平均50)	5	0.5	
	(4) 令別表第1の第21号、第22号、第24号	—	30 (日間平均20)	60 (日間平均50)	10	0.5	

ものを除く。)	から第51号まで、第52号から第58号まで、第61号から第63号まで及び第64号から第66号までに掲げる施設を有するもの				
	(5) 令別表第1の第23号に掲げる施設を有するもの	—	90 (日間平均70)	90 (日間平均70)	—
	(5の2) 令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	—	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	—
	(6) 令別表第1の第69号に掲げる施設(と畜業の用に供する施設に限る。)を	—	80 (日間平均60)	—	—

	有するもの					
	(7) 令別表第1の第69号に掲げる施設(死亡獣畜取扱業の用に供する施設に限る。)を有するもの	—	150	150 (日間平均120)	—	—
	(8) 令別表第1の第72号に掲げる施設を有するもの	—	40 (日間平均30)	—	—	—
三	令別表第1の第73号に掲げる施設を有するもの	—	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	—	—

備考

- 1 長良川水域とは、木曾川水系長良川及びこれに流入する公共用水域をいう。
- 2 別表第1の備考第2項から第9項までの規定は、この表について準用する。
- 3 昭和47年2月1日において既に設置されている令別表第1の第44号に掲げる施設を有する工場又は事業場については、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和52年岐阜県条例第26号)の施行の日から2年間、この表の生物化学的酸素要求量の項目に係る数値は適用しない。

別表第3

適用区域 土岐川水域

項目	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン	フェノール類含有	銅含有量
----	------------	-------	----------	----------	------

区分			求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	(単位 1リットルにつき ミリグラム)	抽出物質 含有量 (動植物 油脂類含 有量) (単位 1リットルにつき ミリグラム)	量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	(単位 1リットルにつき ミリグラム)
1 昭和47年2月1日において既に設置されている工場又は事業場(昭和47年2月1日において既に着工されているものを含む。)。ただし、旧公共用水域の水質の保全に関する法律第5条第2項の水質基準の適用を受けていた施設を設置している工場又	一 公共 下水道 処理区 域に所 在する もの	(1) 令別表 第1の第1 号から第72 号まで及び 第74号に掲 げる施設を 有するもの	25 (日間平 均20)	90 (日間平 均70)	10	1	1
	二 その 他の区 域に所 在する もの	(1) 令別表 第1の第1 号、第59号 及び第60号 に掲げる施 設を有する もの	—	—	—	—	—
		(2) 令別表 第1の第2 号から第7 号まで、第 9号から第	120 (日間平 均100)	90 (日間平 均70)	10	—	—

<p>は事業場にあつては、昭和46年4月19日において既に設置されている工場又は事業場（昭和46年4月19日において既に着工されているものを含む。）</p>	<p>15号まで及び第18号の2に掲げる施設（令別表第1の第3号に掲げる施設のうち寒天製造業の用に供する施設及び(4)に掲げる施設を除く。）を有するもの</p>					
	<p>(3) 令別表第1の第8号に掲げる施設を有するもの</p>	<p>80 (日間平均60)</p>	<p>80 (日間平均60)</p>	—	—	—
	<p>(4) 令別表第1の第10号に掲げる施設（蒸りゆう酒・混成酒製造業の用に供する施設に限る。）を有するもの</p>	—	—	—	—	—

	(5) 令別表 第1の第19 号に掲げる 施設（染色 整理業の用 に供する施 設に限 る。）を有 するもの	50 (日間平 均40)	50 (日間平 均40)	10	1	—
	(6) 令別表 第1の第19 号に掲げる 施設（(5) に掲げる施 設を除 く。）を有 するもの	100 (日間平 均80)	150 (日間平 均120)	10	1	—
	(7) 令別表 第1の第20 号に掲げる 施設を有す るもの	120 (日間平 均100)	180	—	1	—
	(8) 令別表 第1の第21 号、第22 号、第24号 から第46号 まで、第48 号から第51	30 (日間平 均20)	90 (日間平 均70)	10	1	1

	号まで、第53号から第57号まで及び第64号に掲げる施設を有するもの					
	(9) 令別表第1の第23号に掲げる施設（クラフトパルプ製造業の用に供する施設に限る。）を有するもの	90 (日間平均70)	120 (日間平均100)	—	0.5	—
	(10) 令別表第1の第23号に掲げる施設（板紙製造業の用に供する施設に限る。）を有するもの	120 (日間平均100)	180	—	—	—
	(11) 令別表第1の第23号に掲げる	90 (日間平均70)	120 (日間平均100)	—	—	—

	施設 ((9) 及び(10)に掲げる施設を除く。)を有するもの					
	(11の2) 令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	—	—	—
	(12) 令別表第1の第47号に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	10	0.5	—
	(13) 令別表第1の第52号に掲げる施設を有するもの	—	180	—	—	—
	(14) 令別表第1の第58号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—	—
	(15) 令別表第1の第61号	30 (日間平均)	30 (日間平均)	—	—	1



	号から第63号まで、第65号及び第66号に掲げる施設を有するもの	均20)	均20)			
	(16) 令別表第1の第69号に掲げる施設（死亡獣畜取扱業の用に供する施設に限る。）を有するもの	150	180	—	—	—
	(17) 令別表第1の第69号に掲げる施設（と畜業の用に供する施設に限る。）を有するもの	80 (日間平均60)	—	—	—	—
	(18) 令別表第1の第72号に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均30)	—	—	—	—
	三 令別表第1の第73号	25	90	—	—	—

	に掲げる施設を有する もの	(日間平 均20)	(日間平 均70)				
2 昭和47年2月1日の後において新たに設置され、又は増設される工場又は事業場（昭和47年2月1日において既に着工されているものを除く。）。ただし、旧公共用水域の水質の保全に関する法律第5条第2項の水質基準の適用を受けていた施設を設置している工場又は事業場にあつては、昭和46年4月19日の後において新たに設置され、又は増設され	一 公共 下水道 処理区 域に所 在する もの	(1) 令別表 第1の第1 号から第72 号まで及び 第74号に掲 げる施設を 有するもの	25  (日間平 均20)	90  (日間平 均70)	5	0.5	1
	二 その 他の区 域に所 在する もの	(1) 令別表 第1の第1 号、第59号 及び第60号 に掲げる施 設を有する もの	—	—	—	—	—
		(2) 令別表 第1の第2 号から第7 号まで、第 9号から第 15号まで及 び第18号の 2に掲げる 施設（(4) に掲げる施 設を除 く。）を有 するもの	100  (日間平 均80)	90  (日間平 均70)	10	—	—

る工場又は事業場（昭和46年4月19日において既に着工されているものを除く。）	(3) 令別表第1の第8号に掲げる施設を有するもの	60 (日間平均50)	60 (日間平均50)	—	—	—
	(4) 令別表第1の第10号に掲げる施設（ビール製造業の用に供する施設に限る。）を有するもの	30 (日間平均20)	30 (日間平均20)	—	0.5	—
	(5) 令別表第1の第19号に掲げる施設（染色整理業の用に供する施設に限る。）を有するもの	30 (日間平均20)	40 (日間平均30)	5	1	—
	(6) 令別表第1の第20号に掲げる施設を有するもの	90 (日間平均70)	90 (日間平均70)	10	1	—
	(7) 令別表	100	90	—	—	—

	第1の第23号に掲げる施設（板紙製造業の用に供する施設に限る。）を有するもの	(日間平均80)	(日間平均70)			
	(7の2) 令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	—	—	—
	(8) 令別表第1の第19号、第21号、第22号、第23号、第24号から第46号まで、第48号から第51号まで、第53号から第57号まで及び第64号に掲げる施設 (5)及び	30 (日間平均20)	90 (日間平均70)	5	0.5	1

	(7)に掲げる施設を除く。)を有するもの					
	(9) 令別表第1の第47号に掲げる施設を有するもの	30 (日間平均20)	40 (日間平均30)	5	0.5	—
	(10) 令別表第1の第52号に掲げる施設を有するもの	—	150 (日間平均120)	20	—	—
	(11) 令別表第1の第58号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—	—
	(12) 令別表第1の第61号から第63号まで、第65号及び第66号に掲げる施設を有するもの	30 (日間平均20)	30 (日間平均20)	—	0.5	1
	(13) 令別表第1の第69号	150	150 (日間平均)	—	—	—

	号に掲げる施設（死亡獣畜取扱業の用に供する施設に限る。）を有するもの		均120)			
	(14) 令別表第1の第69号に掲げる施設（と畜業の用に供する施設に限る。）を有するもの	80 (日間平均60)				
	(15) 令別表第1の第72号に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均30)				
	三 令別表第1の第73号に掲げる施設を有するもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)			

備考

- 1 土岐川水域とは、庄内川水系土岐川及びこれに流入する公共用水域をいう。
- 2 別表第1の備考第2項から第9項までの規定は、この表について準用する。

別表第4

適用区域 神通川（宮川）水域

1

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物
区分	
令別表第1の第1号に掲げる施設（金属鉱業の用に供する施設に限る。）を有する工場又は事業場	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム

2

項目	浮遊物質 量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (動植物 油脂類含 有量) (単位 1リットルにつき ミリグラム)	フェノー ル類含有 量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	銅含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	亜鉛含有 量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)		
区分							
1 昭和47年7月1日において既に設置されている工場又は事業場（昭和47年	(1) 令別表第1の第1号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—	1	2
	(2) 令別表第1の第2号、第18号の2及び第19号に掲げる施設（製糸業	120 (日間平均100)	100 (日間平均80)	10	—	—	—

7月1日において既に着工されているものを含む。)	の用に供する施設に限る。)を有するもの						
	(3) 令別表第1の第23号に掲げる施設を有するもの	150	180	—	—	—	—
	(3の2) 令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	—	—	—	—
	(4) 令別表第1の第47号に掲げる施設を有するもの	80 (日間平均60)	120 (日間平均100)	—	0.5	—	—
	(5) 令別表第1の第54号及び第55号に掲げる施設を有するもの	—	90 (日間平均70)	—	—	—	—
	(6) 令別表第1の第58号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—	—	—
	(7) 令別表第1の第59号及び第60号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—	—	—
	(8) 令別表第1の第69号に掲げる施設(と畜業の用に供する施設に限る。)を有するもの	80 (日間平均60)	—	—	—	—	—



	の								
	(9) 令別表第1の 第72号に掲げる施 設を有するもの	40 (日間平 均30)	—	—	—	—	—	—	—
2 昭和47年 7月1日の 後において 新たに設備 され、又は 増設される 工場又は事 業場（昭和 47年7月1	一 公共 下水道 処理区 域に所 在する もの	(1) 令別 表第1の 第1号か ら第72号 まで及び 第74号に 掲げる施 設を有す るもの	25 (日間平 均20)	90 (日間平 均70)	5	0.5	—	—	—
日において 既に着工さ れているも のを除 く。）	二 その 他の区 域に所 在する もの	(1) 令別 表第1の 第1号、 第59号及 び第60号 に掲げる 施設を有 するもの	—	—	—	—	—	—	—
		(2) 令別 表第1の 第2号か ら第15号 まで及び 第18号の 2に掲げ る施設を	100 (日間平 均80)	90 (日間平 均70)	10	—	—	—	—

		有するもの						
		(3) 令別表第1の第19号から第21号まで、第22号、第24号から第46号まで、第48号から第51号まで、第52号から第57号まで、第61号から第63号まで及び第64号から第66号までに掲げる施設を有するもの	90 (日間平均70)	60 (日間平均50)	10	0.5	—	—
		(4) 令別表第1の第23号に掲げる施	90 (日間平均70)	90 (日間平均70)	—	—	—	—

	設を有するもの						
	(4の2) 令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均30)	60 (日間平均50)	—	—	—	—
	(5) 令別表第1の第47号に掲げる施設を有するもの	60 (日間平均40)	60 (日間平均50)	—	0.5	—	—
	(6) 令別表第1の第58号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—	—	—
	(7) 令別表第1の第69号に掲げる施設(と畜業の用に供する施設に限	80 (日間平均60)	—	—	—	—	—

	る。)を有するもの						
	(8) 令別表第1の第69号に掲げる施設(死亡獣畜取扱業の用に供するものに限る。)を有するもの	150	150 (日間平均120)	—	—	—	—
	(9) 令別表第1の第72号に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均30)		—	—	—	—
三	令別表第1の第73号に掲げる施設を有するもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	—	—	—	—

備考

- 1 神通川(宮川)水域とは、神通川水系神通川(宮川)及びこれに流入する公共用水域をいう。
- 2 別表第1の備考第2項から第8項までの規定は、この表について準用する。
- 3 この表の排水基準を適用する場合における令別表第1の第18号の2、第18号の3、第21号

の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第70号の2及び第71号の4に掲げる施設を有する工場又は事業場の区分については、同表区分の欄中「昭和47年7月1日」とあるのは、「昭和57年8月1日」とする。

別表第5

(1) 適用区域 揖斐川水域

区分	項目	浮遊物質	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
1 昭和48年4月1日において既に設置されている工場又は事業場(昭和48年4月1日において既に着工されているものを含む。)	(1) 令別表第1の第1号、第59号及び第60号に掲げる施設を有するもの	—	—	—
	(2) 令別表第1の第2号から第15号まで及び第18号の2に掲げる施設(ハム製造業及びアルコール製造業の用に供する施設を除く。)を有するもの	100 (日間平均80)	80 (日間平均60)	10
	(3) 令別表第1の第2号に掲げる施設(ハム製造業の用に供する施設に限る。)を有するもの	80 (日間平均60)	60 (日間平均50)	10
	(4) 令別表第1の第10号	—	—	10

	に掲げる施設（アルコール製造業の用に供する施設に限る。）を有するもの				
(5)	令別表第1の第17号 に掲げる施設を有するもの	150 (日間平均 100)	80 (日間平均 60)	10	—
(6)	令別表第1の第19号 に掲げる施設を有するもの	60 (日間平均 50)	60 (日間平均 50)	10	0.5
(7)	令別表第1の第20号 に掲げる施設を有するもの	80 (日間平均 60)	80 (日間平均 60)	20	0.5
(8)	令別表第1の第23号 に掲げる施設（セミケミカルパルプ製造業の用に供する施設を除く。）を有するもの	60 (日間平均 50)	60 (日間平均 50)	—	0.5
(9)	令別表第1の第23号 に掲げる施設（セミケミカルパルプ製造業の用に供する施設に限る。）を有するもの	—	180	—	0.5
(9の2)	令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	—	—
(10)	令別表第1の第21号、第24号から第26号まで、第28号から第36号ま	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	10	0.5

	で及び第38号から第50号 までに掲げる施設を有す るもの				
	(11) 令別表第1の第27号 及び第37号に掲げる施設 を有するもの	80 (日間平均 60)	80 (日間平均 60)	10	0.5
	(12) 令別表第1の第51 号、第52号及び第53号に 掲げる施設を有するもの	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	10	0.5
	(13) 令別表第1の第54号 から第57号までに掲げる 施設を有するもの	40 (日間平均 30)	90 (日間平均 70)	—	—
	(14) 令別表第1の第61号 から第63号まで、第65号 及び第66号に掲げる施設 を有するもの	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	—	0.5
	(15) 令別表第1の第64号 に掲げる施設を有するも の	40 (日間平均 30)	80 (日間平均 60)	—	0.5
	(16) 令別表第1の第69号 に掲げる施設を有するも の	80 (日間平均 60)	90 (日間平均 70)	10	—
	(17) 令別表第1の第72号 に掲げる施設を有するも の	40 (日間平均 30)	90 (日間平均 70)	—	—
	(18) 令別表第1の第73号 に掲げる施設を有するも の	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	—	—
2 昭和48年4月	一 公共下 (1) 令別表第	25	90	10	0.5

1日の後において新たに設置され、又は増設される工場又は事業場（昭和48年4月1日において既に着工されているものを除く。）	水道処理区域に所在するもの	1の第1号から第72号まで及び第74号に掲げる施設を有するもの	（日間平均 20）	（日間平均 70）		
	二 その他 の区域に所在するもの	（1） 令別表第1の第1号、第59号及び第60号に掲げる施設を有するもの				
		（2） 令別表第1の第2号から第15号まで、第17号及び第18号の2に掲げる施設を有するもの	80 （日間平均 60）	60 （日間平均 50）	10	
		（3） 令別表第1の第19号及び第20号に掲げる施設を有するもの	50 （日間平均 40）	60 （日間平均 50）	10	0.5
		（4） 令別表第1の第21号、第22号、第24号から第51号まで、第52号から第58号ま	30 （日間平均 20）	60 （日間平均 50）	10	0.5



	で、第61号から第63号まで及び第64号から第66号までに掲げる施設を有するもの				
	(5) 令別表第1の第23号に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	—	0.5
	(5の2) 令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	—	—
	(6) 令別表第1の第69号に掲げる施設を有するもの	80 (日間平均 60)	90 (日間平均 70)	10	—
	(7) 令別表第1の第72号に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均 30)	90 (日間平均 70)	—	—
三	令別表第1の第73号に掲げる施設を有するもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	—	—

備考

- 1 揖斐川水域とは、木曾川水系揖斐川及びこれに流入する公共用水域（水門川及びこれに流入する公共用水域を除く。）をいう。

2 別表第1の備考第2項から第8項までの規定は、この表について準用する。

3 この表の排水基準を適用する場合における令別表第1の第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第70号の2及び第71号の4に掲げる施設を有する工場又は事業場の区分については、同表区分の欄中「昭和48年4月1日」とあるのは、「昭和57年8月1日」とする。

(2) 適用区域 水門川水域

区分			項目	浮遊物質 量  (単位 1リット ルにつき ミリグラ ム)	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (動植物 油脂類含 有量) (単位 1リット ルにつき ミリグラ ム)	フェノー ル類含有 量 (単位 1リット ルにつき ミリグラ ム)
1 昭和48年4月1日において既に設置されている工場又は事業場 (昭和48年4月1日において既に着工されているものを含む。)	一 公共 下水道 処理区 域に所 在する もの	(1) 令別表第1の第1号から第72号まで及び第74号に掲げる施設を有するもの	25  (日間平 均20)	90  (日間平 均70)	10	0.5
	二 その 他の区 域に所 在する もの	(1) 令別表第1の第1号から第72号まで及び第74号に掲げる施設を有するもの	25  (日間平 均20)	90  (日間平 均70)	10	0.5

	三 令別表第1の第73号に掲げる施設を有するもの		25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	—	—	
2 昭和48年4月1日の後において新たに設置され、又は増設される工場又は事業場(昭和48年4月1日において既に着工されているものを除く。)	一 公共下水道処理区域に所在するもの	(1) 令別表第1の第1号から第72号まで及び第74号に掲げる施設を有するもの	15 (日間平均10)	40 (日間平均30)	5	0.5	
	二 その他の区域に所在するもの	(1) 令別表第1の第1号から第72号まで及び第74号に掲げる施設を有するもの	ア 1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	15 (日間平均10)	40 (日間平均30)	5	0.5
			イ 1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	10	0.5

		トル未 満の もの				
	三 令別表第1の第73号に掲 げる施設を有するもの		25 (日間平 均20)	90 (日間平 均70)	—	—

備考

- 1 水門川水域とは、木曾川水系水門川及びこれに流入する公共用水域をいう。
- 2 別表第1の備考第2項から第8項まで及び(1)揖斐川水域の表の備考第3項の規定は、この表について準用する。
- 3 この表の規定にかかわらず、昭和48年4月1日において既に設置されている工場又は事業場（昭和48年4月1日において既に着工されているものを含む。）でその他の区域に所在するもののうち、1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のものについては、当分の間、(1)揖斐川水域の表の相当区分の欄に定める排水基準を適用する。

別表第6

適用区域 矢作川水域

区分	項目	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (動植物油 脂類含有 量) (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	フェノール 類含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)
1 昭和48年8月 1日において既 に設置されてい	(1) 令別表第1の第1 号、第59号及び第60号に 掲げる施設を有するもの	—	—	—

る工場又は事業場（昭和48年8月1日において既に着工されているものを含む。）	(2) 令別表第1の第5号、第10号及び第18号の2に掲げる施設を有するもの	120 (日間平均 100)	90 (日間平均 70)	10	—
	(3) 令別表第1の第8号に掲げる施設を有するもの	80 (日間平均 60)	80 (日間平均 60)	—	—
	(3の2) 令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	—	—
	(4) 令別表第1の第55号に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均 30)	90 (日間平均 70)	—	—
	(5) 令別表第1の第58号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—
	(6) 令別表第1の第72号に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均 30)	—	—	—
2 昭和48年8月1日の後に設置され、又は増設される工場又は事業場（昭和48年8月1日において既に着工されているものを除く。）	(1) 令別表第1の第1号、第59号及び第60号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—
	(2) 令別表第1の第2号から第7号まで、第9号から第15号まで及び第18号の2に掲げる施設を有するもの	100 (日間平均 80)	90 (日間平均 70)	10	—
	(3) 令別表第1の第8号に掲げる施設を有するもの	60 (日間平均	60 (日間平均	—	—

	の	50)	50)		
(4)	令別表第1の第19号から第21号までに掲げる施設を有するもの	30 (日間平均 20)	40 (日間平均 30)	5	1
(5)	令別表第1の第22号、第23号、第24号から第51号まで、第52号及び第64号に掲げる施設を有するもの	30 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	5	0.5
(5の2)	令別表第1の第23号の2に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	—	—
(6)	令別表第1の第53号から第57号までに掲げる施設を有するもの	30 (日間平均 20)	60 (日間平均 50)	—	—
(7)	令別表第1の第58号に掲げる施設を有するもの	—	—	—	—
(8)	令別表第1の第61号から第63号まで、第65号及び第66号に掲げる施設を有するもの	30 (日間平均 20)	30 (日間平均 20)	—	0.5
(9)	令別表第1の第69号に掲げる施設を有するもの	80 (日間平均 60)	150 (日間平均 120)	—	—
(10)	令別表第1の第72号に掲げる施設を有するもの	40 (日間平均 30)	—	—	—

備考

- 1 矢作川水域とは、矢作川水系矢作川及びこれに流入する公共用水域をいう。
- 2 別表第1の備考第4項から第8項までの規定は、この表について準用する。この場合において、別表第1の備考第6項中「令別表第1の第58号に掲げる施設を有するものにあつては、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上」とあるのは、「令別表第1の第58号に掲げる施設を有するものにあつては、すべて」と読み替えるものとする。
- 3 この表の排水基準を適用する場合における令別表第1の第18号の2及び第23号の2に掲げる施設を有する工場又は事業場の区分については、同表区分の欄中「昭和48年8月1日」とあるのは、「昭和57年8月1日」とする。